

令和6年度高知縣市町村等事務処理交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知縣市町村等事務処理交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 県は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条第1項（同条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）及び別表第1の2の表に掲げる条例の規定に基づき市町村又は広域連合（以下「市町村等」という。）が処理する別表第1に掲げる事務（以下「移譲事務」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付基準)

第3条 前条の規定により交付金を交付する場合の交付基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算定された交付金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付金の決定)

第4条 知事は、前条の規定により交付金の交付を決定した場合は、速やかにその旨を市町村等に通知するものとする。

(グリーン購入)

第5条 市町村等は、移譲事務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第6条 移譲事務又は市町村等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。